

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

五建工業株式会社
東京都千代田区内神田1－16－3

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和 6 年 6 月 12 日～令和 6 年 9 月 11 日（ 3 ヶ月）
関東区域（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）

3 指名停止理由

五建工業株式会社の使用人は、令和2年5～6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。入札情報の提供を受けた見返りとして自宅改修工事費約17万円を負担した。
このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象区域
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内